

第3次三条市食育の推進と 農業の振興に関する計画骨子案 〔令和6年度～令和11年度〕

1 策定根拠

三条市食育の推進と農業の振興に関する条例（平成21年4月施行）

- 第9条 食育の推進及び農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策の方針などを定める計画を定めなくてはならない。

食育基本法（平成17年6月施行）

- 第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 第18条 市町村は、食育推進基本計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。

食料・農業・農村基本法（平成11年施行）

- 第8条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



- ・三条市食育の推進と農業の振興に関する条例に基づき計画を定める。
- ・国との連携を図りつつ、市の条例で定められた基本的施策等や上位計画である三条市総合計画と整合をとった体系とする。

2 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例の基本的施策等

* 条例 第2章基本的施策等 第10条～第18条を参照

食育の推進

1 健全な食生活の実現等

- ・市民の健全な食生活の実現を図るため、適切な栄養管理及び環境に配慮した食事に関する知識の普及、情報提供等を実施する。
- ・日本の食文化である米飯を主食とする食生活が適切な栄養の摂取に優れていることにかんがみ、保育所及び学校における米飯を主食とする給食等を実施する。
- ・生涯学習、保健指導等による市民が米飯を主食とする食生活への理解を深める機会の充実等により、市民の健全な食生活の実現を図る。
- ・農業者等と市民との交流を促進し、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深める。

2 食育の推進に関する普及啓発

- ・効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報の交換等により、その普及啓発を行う。

3 食文化の継承の支援

- ・地域の伝統ある優れた食文化の継承を推進し、これらの食文化を引き継ぐ。

4 環境保全の推進

- ・環境の保全に配慮した安全・安心な農産物を安定的に供給するため、有機質資源等を活用した土づくり並びに化学的に合成された肥料及び農薬の使用量の低減を行う栽培の方法を推進する。

5 農産物の付加価値の向上及び販路の拡大

- ・農産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、農産物の高品質化、特産品の開発の支援、食品関連事業者等その他の農業に関連する産業及び他の地方自治体との連携強化を推進する。

6 地産地消の推進

- ・地産地消の推進を図るため、保育所及び学校の給食等における三条産の農産物の利用の推進、直売市等による市民が三条産の農産物を購入する機会の充実等を図る。

7 農業生産基盤の整備

- ・良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、安全・安心な農産物を安定的に生産するため、農業生産基盤の整備を行う。

8 担い手の育成及び確保等

- ・効率的かつ安定的な農業経営を担う農業者の育成及び確保を図るため、農業者の経営管理能力の向上、農業者の組織化及び法人化の推進、農業経営に意欲のある新たな就農者など多様な担い手の確保及び支援等を行う。

9 中山間地域等の活性化

- ・山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件の制約に伴う生産条件が不利な中山間地域等の活性化を図るため、地域資源を活用した産業の展開の支援を行う。

農業の振興

3 国の第4次食育推進基本計画について

第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度） 令和3年3月31日 食育推進会議決定

食育基本法
(平成17年法律第63号(衆法))
目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

食育推進会議
(食育基本法第26条)
会長：農林水産大臣
委員：関係する国務大臣
民間有識者

食育推進評価専門委員会
(食育推進会議会長決定)
構成員：食育推進会議の民間有識者等

食育推進基本計画 (食育基本法第16条)

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

<食をめぐる現状・課題>

- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）約522万トン(令和2年度)
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進

1. 重点事項

<p><重点事項> 国民の健康の視点 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進</p>		<p><重点事項> 社会・環境・文化の視点 持続可能な食を支える食育の推進</p>
<p><横断的な重点事項> 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進 ・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進</p>		

2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方 2. 食育の推進に当たっての**目標（16目標・24目標値）**

第3 食育の総合的な促進に関する事項 具体的な施策

<p>1. 家庭における食育の推進： ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成 ・在宅時間を活用した食育の推進</p>	<p>5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等： ・農林漁業体験や地産地消の推進 ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進 ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開</p>
<p>2. 学校、保育所等における食育の推進： ・栄養教諭の一層の配置促進 ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働</p>	<p>6. 食文化の継承のための活動への支援等： ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進 ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進</p>
<p>3. 地域における食育の推進： ・健康寿命の延伸につながる食育の推進 ・地域における共食の推進 ・日本型食生活の実践の推進 ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進</p>	<p>7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進： ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供 ・食品表示の理解促進</p>
<p>4. 食育推進運動の展開：食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応</p>	

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

* 農林水産省作成資料から引用

国が示す第4次食育推進基本計画では、「食育の総合的な促進に関する事項」として具体的な施策を示しており、地方公共団体はその推進に努めると記されている。

食育の総合的な促進に関する事項

1 家庭における食育の推進

- ・子供の基本的な生活習慣の形成
- ・望ましい食習慣や知識の習得
- ・妊産婦や乳幼児に対する食育の推進
- ・子供・若者の育成支援における共食等の食育推進

新 在宅時間を活用した食育の推進

2 学校、保育所等における食育の推進

- ・食に関する指導の充実【**拡充**】
- ・学校給食の充実
- ・食育を通じた健康状態の改善等の推進
- ・就学前の子供に対する食育の推進

3 地域における食育の推進

- ・「食育ガイド」等の活用促進
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・歯科保健活動における食育推進
- ・栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進
- ・若い世代に関わる食育の推進
- ・高齢者に関わる食育の推進
- ・食品関連事業者等による食育の推進
- ・専門的知識を有する人材の養成・活用

新 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進【**拡充**】

新 地域における共食の推進【**拡充**】

新 災害時に備えた食育の推進

4 食育推進運動の展開

- ・食育に関する国民の理解の増進
- ・ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等
- ・食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立
- ・食育月間及び食育の日の取組の充実
- ・食育推進運動に資する情報の提供

新 全国食育推進ネットワークの活用
新 「新たな日常」やデジタル化に対応する食育の推進

5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- ・農林漁業者等による食育の推進
- ・子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
- ・都市と農産漁村の共生・対流の促進
- ・農山漁村の維持・活性化
- ・地産地消の推進

新 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進
・食品ロス削減に向けた国民運動の展開
・バイオマス利用と食品リサイクルの推進

6 食文化の継承のための活動への支援等

- 新** 地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進【**拡充**】
- ・ボランティア活動等における取組
- ・学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用
- ・専門調理士等の活用における取組

7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の促進

- ・生涯を通じた国民の取組の提示
- ・基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供
- ・リスクコミュニケーションの充実
- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進
- ・地方公共団体等における取組の推進
- ・食育や日本食・食文化の海外展開と海外調査の推進
- ・国際的な情報交換等

新 は第4次計画から追加された項目

* 農林水産省作成資料から引用

【参考】食料・農業・農村政策の新たな展開方向について

国は、食料・農業・農村基本法（平成11年）を基本的な指針とし、これに基づいて体系的に食料・農業・農村施策を講じている。現在、検討中の基本法の見直しに当たり、特に基本的施策の追加または見直しが必要となっている事項について、政策の方向性（下図）が整理された。第3次三条市食育の推進と農業の振興に関する計画では、食料・農業・農村政策の新たな展開方向を参考とした。

食料・農業・農村政策の4本柱と今後の方向性

資料3

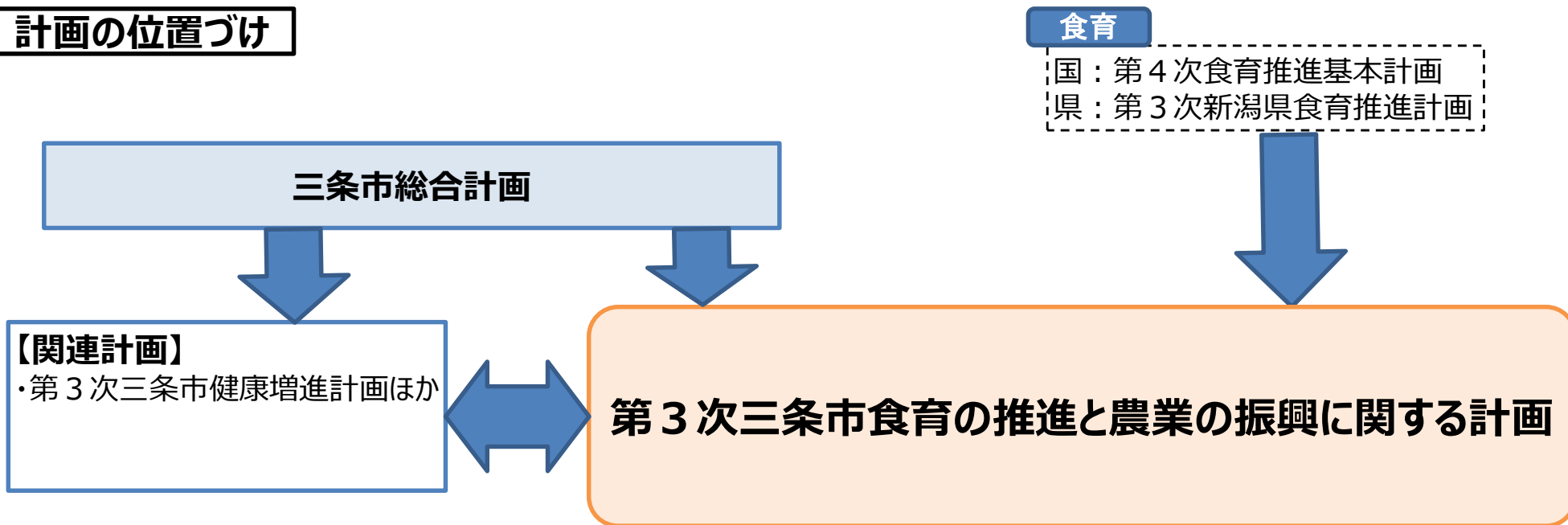
- 世界の食料供給の不安定化、急速な人口減少などの環境変化の中で、平時からのすべての国民の食料安全保障を確保するため、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づき、
- ① 令和6年の通常国会への提出に向けて、食料・農業・農村基本法改正案の法制化に向けた作業を加速化するとともに、
 - ② 基本法の改正方向に合わせ、関係省庁と連携し、**法制度の見直しを含めた施策の具体化**を進め、今後、施策の実施に向けた**工程表等を策定**する。

	<基本法の見直し方向>	<主な施策>
食料安全保障の強化	不測時だけでなく、平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画を見直し、食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組みへ転換 ・食料の確保に向けた対策を不測時に政府一体で実行する体制・制度の構築（法制化） ・主食用米から転換し、麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料の生産拡大、米粉の利用拡大、水田の畑地化・汎用化、肥料の国産化推進等 ・関係省庁と連携し、食品アクセス問題に対応する仕組みの検討（物流2024年問題への対応や、買い物弱者対策、フードバンク・子ども食堂への寄附の促進等国民一人一人の食料安全保障等） ・適正な価格転嫁を進めるための仕組みの創設（法制化）
農林水産物・食品の輸出促進	海外市場も視野に入れた農業・食品産業への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出促進法に基づく品目団体の下、食料システム全体での輸出拡大、規制に対応した輸出産地の形成 ・輸出先国における輸出支援プラットフォームの整備（輸出事業者等へのきめ細やかなサポートの実施） ・海外流出防止や競争力強化等に資する知的財産の保護・活用（育成者権管理機関の取組の推進等）等
農林水産業のグリーン化	環境負荷低減等、新たに持続可能な農業を主流化する考え方の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの食料システム法に基づき有機農業等の取組を大幅に拡大 ・J-クレジット等の民間資金の活用等により、農業分野で温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に貢献、フードバンクへの寄附量の開示など食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化 ・生産者と食品事業者等との連携の促進、環境負荷低減の取組の見える化 ・各種支援が環境負荷低減の阻害要因にならないよう配慮することを原則化
スマート農業	農業従事者が減少する中でも、食料供給基盤が維持できるようにするための生産性の高い農業の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携によるスマート技術の開発、サービス事業者の育成等によるスマート農業の導入による生産性の高い農業への転換（スマート農業の振興の法制化）、ほ場の大区画化 ・受け皿となる経営体等やそれを経営・技術等でサポートするサービス事業者など、多様な農業人材の育成・確保 ・農業水利施設等の維持管理や中山間地域の農業維持のためのスマート技術の活用と非農業者・団体の受け皿となる農村RMOの育成

* 農林水産省「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」配布資料（令和5年6月5日開催）より引用

5 計画の位置づけ及び計画期間

計画の位置づけ



三条市総合計画を上位計画とし、関連する計画と整合性を図りながら推進する。

計画期間

令和6年度から令和11年度まで（6年間）

上位計画である三条市総合計画（令和5年度から10年度まで）の方針等を反映させるため

6 第2次計画の指標評価

条例の基本理念の具現化により目指すまちの姿を「食と農が支える健幸なまち」として取組を進めてきた。

食育の視点

1 食を通じた健康づくり

基本方針

(1) 望ましい食習慣の定着

主要施策

- ア 米飯食の推進
- イ 減塩の推進
- ウ 共食の推進
- エ 和食文化の推進

基本方針

(2) 食育推進の意識向上

主要施策

- ア 食育の理解促進

◎ : 目標達成
 ○ : 目標未達成で策定時より改善した
 △ : 目標未達成で策定時より改善がみられなかった

指標評価

指標項目		策定時 (R1)	R4	評価	目標値 (R5)	
ア	朝食の主食に米飯を食べる人の割合	5歳児	59.0%	57.2%	△	60%以上
		成人	57.6%	58.3%	○	60%以上
	主食、主菜、副菜をそろえて食べている人の割合	5歳児	41.0%	25.2%	△	45%以上
		小学5年生	50.4%	41.3%	△	53%以上
		中学1年生	52.6%	51.4%	△	55%以上
	朝食を欠食する人の割合	成人	71.9%	76.3%	◎	73%以上
小学5年生		4.2%	4.2%	○	4%以下	
中学1年生	7.0%	4.5%	◎	5%以下		
イ	高血圧の有病率(140/90mmHg以上の者の割合)	23.8%	24.6%	△	20%以下	
ウ	家族の誰かと一緒に食事する回数が週7回以上の児童生徒の割合	小学5年生	92.9%	92.5%	△	94%以上
		中学1年生	86.5%	86.5%	○	88%以上
	誰かと一緒に食事する頻度が週1日以上ある高齢者の割合	高齢者	73.9%	62.6% (R5)	△	75%以上
エ	和食の食事作法を伝えている保護者の割合	80.8% (R3)	75.1%	△	82%以上	

指標項目		策定時 (R1)	R4	評価	目標値 (R5)
ア	スマートミール登録店舗数	10店舗	14店舗	◎	14店舗
	食育に関心を持っている市民の割合	81.5% (R3)	76.3%	△	83%以上

食育と農業の視点

2 食と農で豊かな暮らしの実現

基本方針

(1) 地産地消の推進

主要施策

- ア 地域農業への理解促進
- イ 地場農産物の消費拡大
- ウ 米飯食の推進（再掲）

基本方針

(2) 農村環境の保全

主要施策

- ア 農業の多面的機能の理解促進

指標評価

	指標項目	策定時 (R1)	R4	評価	目標値 (R5)
ア	農業体験事業参加者数	108人	委託：75人 サンファーム：475人	◎	390人
イ	地産地消推進店登録数	199店舗	208店舗	○	220店舗
	地場農産物の売上額（インショップ、直売所）	4.1億円	8.7億円	◎	5.0億円

※再掲は除く

	指標項目	策定時 (R1)	R4	評価	目標値 (R5)
ア	多面的機能支払制度取組率	95.1%	95.1%	◎	95.1%

農業の視点

3 持続可能な農業基盤の確立

基本方針

(1) 産業として成り立つ農業の確立

主要施策

- ア 価格決定力のある農業者の確保・育成
- イ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成

基本方針

(2) 地域農業の持続的発展

主要施策

- ア 農業環境の変化に対応した営農体制の整備
- イ 農業生産基盤の維持・向上
- ウ 自然と調和した農業
- エ 地域農業への理解促進(再掲)

	指標項目	策定時 (R1)	R4 (累計)	評価	目標値 (R5) (累計)
ア	先進農業者への長期派遣研修者数	1人	1人	△	13人
イ	市の事業により経営改善が図られた農業経営体数	2法人	3法人	○	6法人

	指標項目	策定時 (R1)	R4	評価	目標値 (R5)
ア	農業用機械導入補助金等を活用し経営拡大を図る農業経営体数（※R1からの延べ活用数）	13経営体	55経営体	○	70経営体
イ	人・農地プランの取組等による担い手への農地の集積率	66.1%	64.5%	△	70.0%
ウ	有機栽培米の作付面積	24ha	34ha	◎	28.8ha

※再掲は除く

7 第3次計画の骨子案

基本理念

「食と農が支える健康で心豊かに暮らせるまち」

市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちを目指します。
(参照：三条市食育の推進と農業の振興に関する条例 第1条目的)

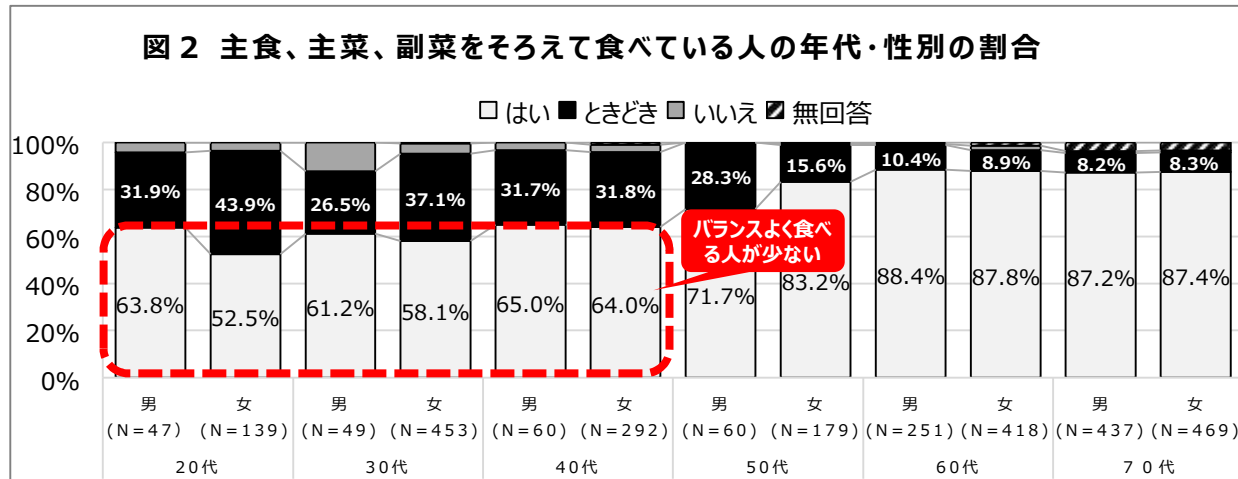
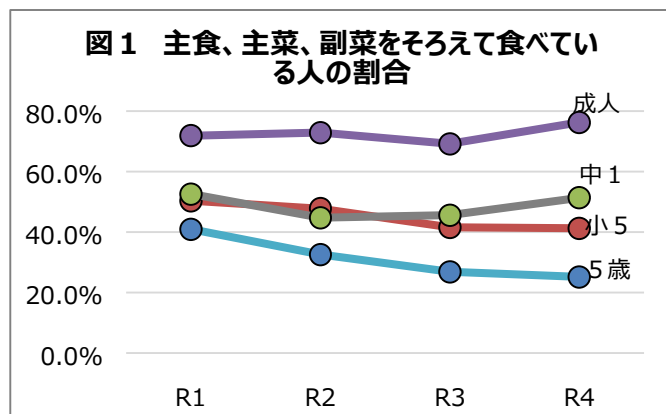
	基本方針	主要施策	主な取組	条例の基本施策等	国の第4次食育推進基本計画の事項
第2次計画の評価及び総合計画と国の計画を踏まえて、方針と主要施策は継続					
食を通じた健康づくり	望ましい食習慣の定着	米飯食の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと保護者に対する食育の充実 米飯給食の実施 	1 健全な食生活の実現等	1 家庭における食育の推進 2 学校、保育所等における食育の推進 3 地域における食育の推進
		減塩の推進	<ul style="list-style-type: none"> 適塩に関する健康教育や食環境整備の推進 企業における食に関する健康教育の充実 		
		共食の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域と連携した高齢者の共食機会の拡大 家庭における共食の普及啓発 		
		和食文化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保育所や学校の給食を活用した和食文化の啓発 関係団体と連携した和食文化の啓発 		
	食育推進の意識向上	食育の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 企業や関係者と連携した食育の推進 ICT等を活用した食育の推進 	2 食育の推進に関する普及啓発	6 食文化の継承のための活動への支援等 4 食育推進運動の展開 7 食品の安全性、栄養その他食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
総合計画に合わせて方針と施策を整理					
食と農で豊かな暮らしの実現	地域の農産物及び農業への理解促進	地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地場農産物の浸透 消費者における農業体験機会の充実 	6 地産地消の推進	5 生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
		農地、農村の維持	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能を支える共同活動への支援 	4 環境保全の推進 9 中山間地域等の活性化	
		米飯食の推進〔再掲〕	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと保護者に対する食育の充実〔再掲〕 米飯給食の実施〔再掲〕 	6 地産地消の推進	
持続可能な農業基盤の確立	農業所得の向上	水田農業の高収益化、効率化	<ul style="list-style-type: none"> 担い手への農地の集積、集約の促進 収益性の高い園芸作物への転換、拡大の支援 	7 農業生産基盤の整備 8 担い手の育成及び確保等	
		農産物の高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> 販売促進活動、ブランド力向上の取組の推進 	5 農産物の付加価値の向上及び販路の拡大	
	果樹農業の振興	競争力のある果樹産地の育成	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や生産者と連携した担い手の確保 	7 農業生産基盤の整備 8 担い手の育成及び確保等	
	中山間地域農業の振興	農地、農村の維持〔再掲〕	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能を支える共同活動への支援〔再掲〕 	4 環境保全の推進 9 中山間地域等の活性化	

8 第3次計画の方向性

食を通じた健康づくり

【基本方針】 望ましい食習慣の定着

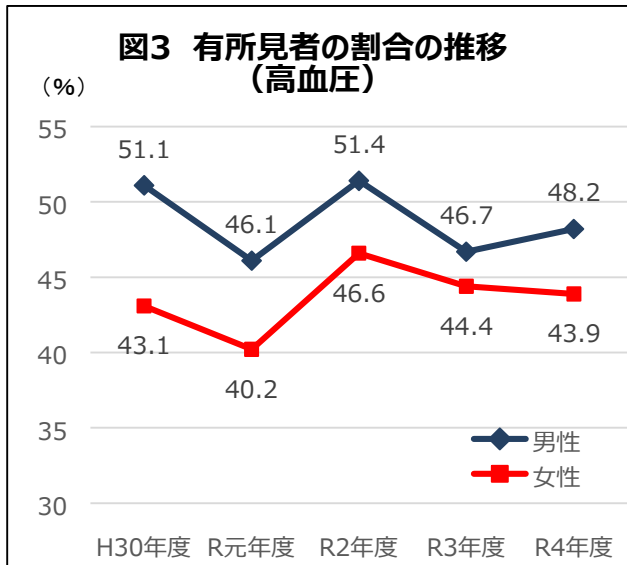
第2次計画の主な課題	第3次計画での取組方向	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> 主食、主菜、副菜をそろえて食べている子どもが減少傾向であり（図1）、栄養バランスの偏りが考えられるため、子どもへの食育について関係者と連携して取り組む必要がある。 子どもの保護者世代である20～40歳代では他の年代に比べて主食、主菜、副菜をそろえた食事をする人の割合が低い（図2）。仕事や家事で忙しい中でも実践につながられるように、食に関する健康情報を発信する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたり、米飯を主食とした主菜、副菜がそろった食事が実践できるよう健康教育を実施し、生活習慣病やフレイルを予防する。 子どもが健全な食生活を実践できるようにするため、学校における取組では、栄養教諭と連携を密にし、米飯給食を教材とした食育を推進する。 保育所及び学校での食育において、保護者に対し献立検索サイトを紹介する等家庭での実践につながる取組を推進するとともに、企業と連携した健康づくりの取組を行う。 	<p>ア 米飯食の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたって健全な心身を培い、健全な食生活を実践するためには、一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要であることから、米飯を主食とした主菜、副菜がそろった栄養バランスに配慮した食事の実践に向けて、個人の健康意識やライフステージに応じた取組を推進する。 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健事業等における健康教育の実施 子どもと保護者に対する食育の充実 米飯給食の実施



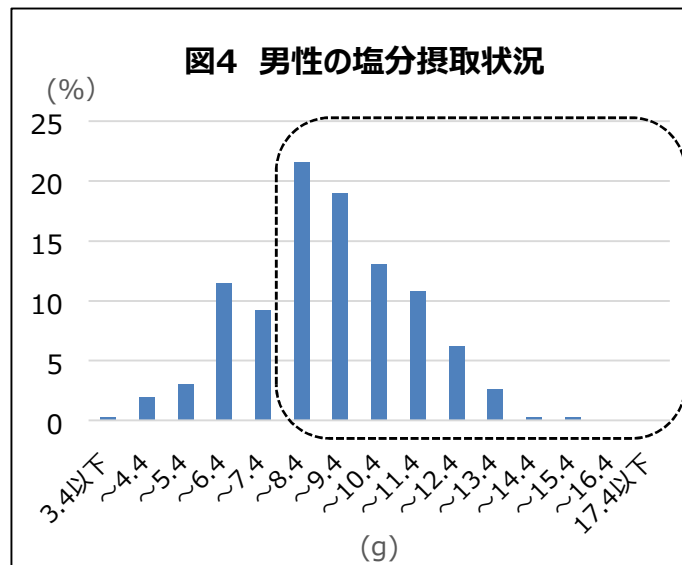
資料：三条市食事調査(5歳児)
 食育授業ワークシート集計(小5、中1)
 健康づくりに関するアンケート調査(20歳～70歳代)
 食育推進事業アンケート調査(20～70歳代)

資料：健康づくりに関するアンケート調査(20歳～70歳代)、食育推進事業アンケート調査(20～70歳代)

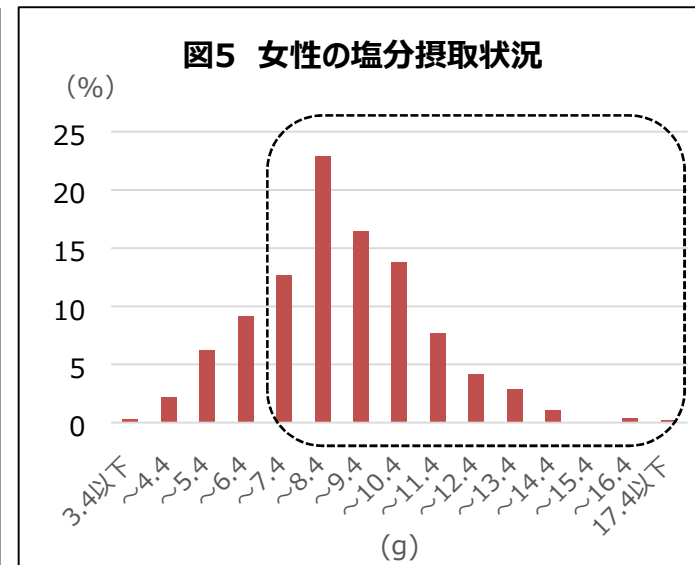
第2次計画の主な課題	第3次計画での取組方向	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の市の死亡原因の第3位は心疾患、4位は脳血管疾患であり、いずれも国や県よりも高い割合である。心疾患や脳血管疾患に影響を与える高血圧の有所見者の割合は男性5割、女性は約4割である（図3）。 市民の塩分摂取量は、国が示す目標量（男性7.5g未満、女性6.5g未満）より高値の人が多く（図4、5）ことから、引き続き減塩の健康教育と食環境整備の取組が必要である。 これまで実施してきた健診会場での啓発の対象者は60～70歳代が多い状況であった。生活習慣の改善は早期の取組が必要であることから、働き世代への取組を充実させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の塩分摂取量を減らすため、健康教育や、健康的な総菜及び食事を市内小売店や飲食店で提供する等の食環境整備を推進する。 従業員の健康に配慮した企業経営（健康経営）において、市で取り組む食に関する健康教育の活用を促す。〔国の計画を受け拡充〕 減塩の取組について客観的評価を行い、事業の改善を行う。 	<p>イ 減塩の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 三条市において、国が示す目標値より塩分摂取量が高値である人の割合が高いことから、引き続き減塩を推進する。 市民の塩分摂取に係る食生活の現状を踏まえて、適塩の啓発活動を推進するとともに、食環境を整備する。 特に、働き世代に対して、企業と連携して従業員の食に関する健康教育を推進する。 <p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 適塩に関する健康教育や食環境整備の推進 企業における食に関する健康教育の充実



資料：三条市国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査

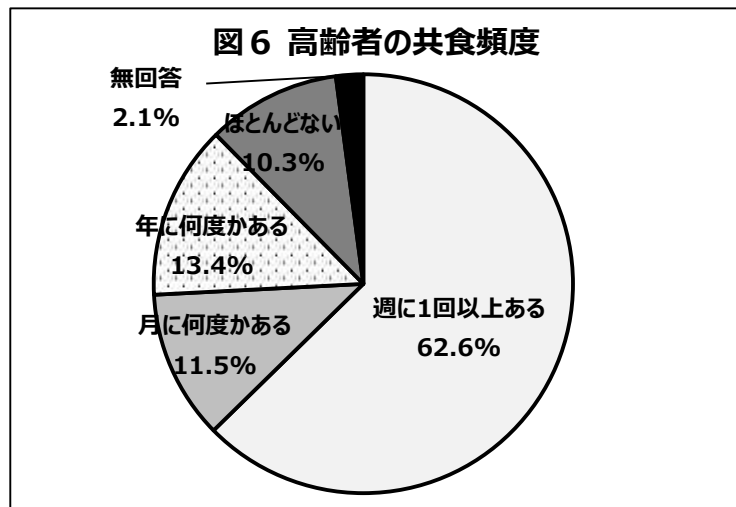


資料：令和4年度セット健診における推定尿中塩分調査結果（40歳～75歳 男性：n=305、女性：n=455人）

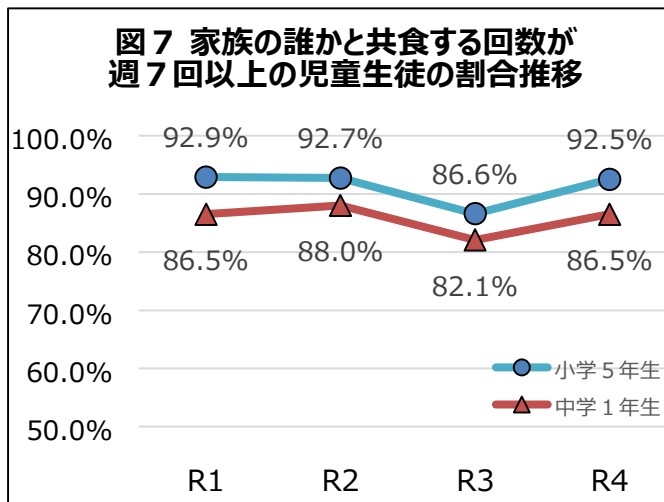


【参考】減塩の食環境整備協力店舗数の状況
 こっそり減塩協力店舗 R2 3店舗 → R4 15店舗
 スマートミール提供店舗 R2 10店舗 → R4 14店舗

第2次計画の主な課題	第3次計画での取組方向	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の共食を推進するため、食生活改善推進委員協議会と連携して、集いの場における共食を推進してきた。一方で、週に1回以上の共食頻度の高齢者は約6割であることから、引き続き高齢者が共食できる機会を拡大する必要がある。(図6) ・家族のだれかと共食する回数が週7回以上の児童生徒の割合はほぼ横ばいに推移しており(図7)、共食する割合を増加させるため、引き続き家庭への啓発を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が定期的に共食できるよう、集いの場での共食機会を拡大する。 ・保育所及び学校での食育において家庭での共食について啓発を行う。 ・関係団体等と連携し、食育活動と連動した共食を推進する。【国の計画を受け拡充】 	<p>ウ 共食の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加や外出機会の創出による生活の質の向上及び低栄養の予防のため、高齢者の共食を推進する。 ・家族と食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点であることから、家庭での共食を推進する。 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した高齢者の共食機会の拡大 ・家庭における共食の普及啓発

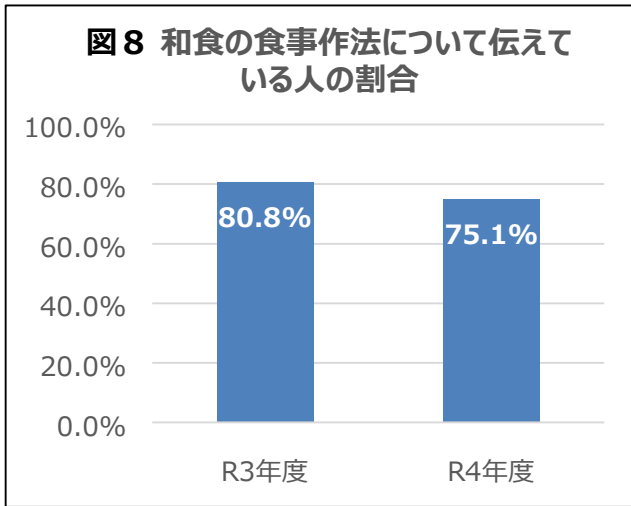


資料：令和5年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
n=3,358

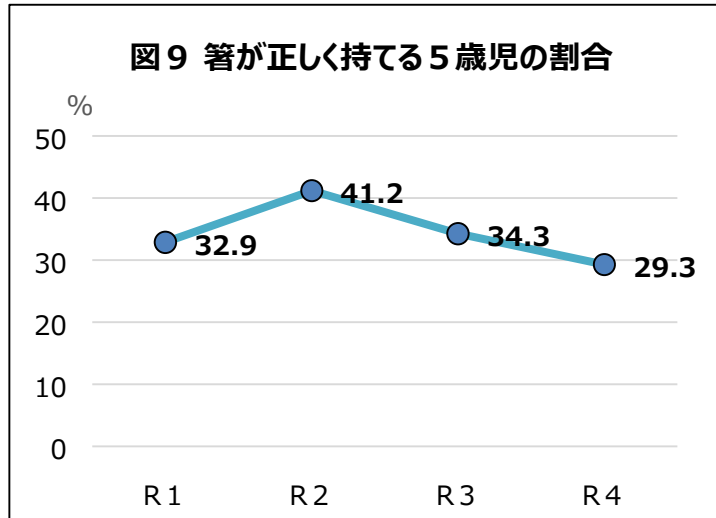


資料：生活実態調査

第2次計画の主な課題	第3次計画での取組方向	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> これまで、保育所等において和食のマナー等の指導や給食における和食の提供などを進めてきたが、和食の食事作法について伝えている人の割合は、R3年度と比較してR4年度では5.7ポイント減少し、箸が正しく持てる5歳児の割合は減少傾向である(図8、9)。和食文化に対する市民の関心を広げ次世代に継承されるよう、引き続き和食文化に関する啓発や米飯を主食とした和食給食の提供を実施する。 関係団体と連携し、親子で参加できるような和食文化を体験する取組を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所や学校の給食において、米飯を主食とした和食献立を提供するとともに、郷土料理を提供し、児童生徒の和食文化への理解を深める。 関係団体と連携し、調理実習と会食を合わせた体験活動を行う。〔国の計画を受け拡充〕 	<p>Ⅰ 和食文化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 和食文化を次世代に伝えるため、米飯を主食とした給食を通じて和食文化に対する理解を推進する。 地域の伝統的な行事や作法と結びついた多様な和食文化について、地域の関係者と連携しながら推進する。 <p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所や学校の給食を活用した和食文化の啓発 関係団体と連携した和食文化の啓発



資料：食育推進事業アンケート調査(20～70歳代)
R3 n=735、R4 n=718

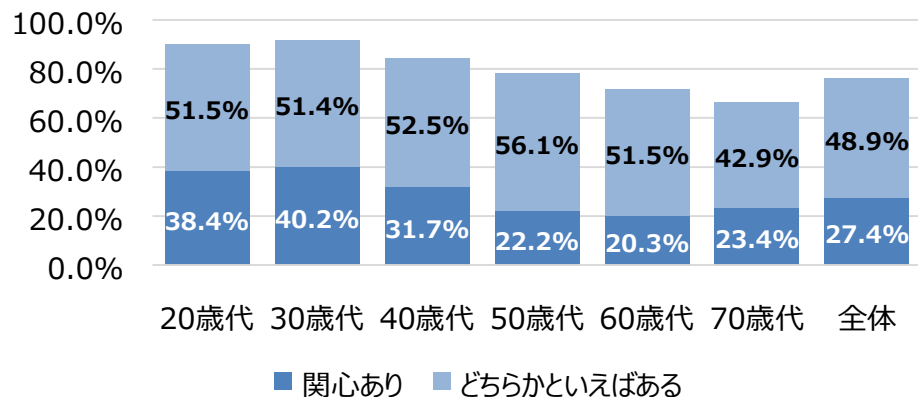


資料：三条市保育所食育指導

【基本方針】食育推進の意識向上

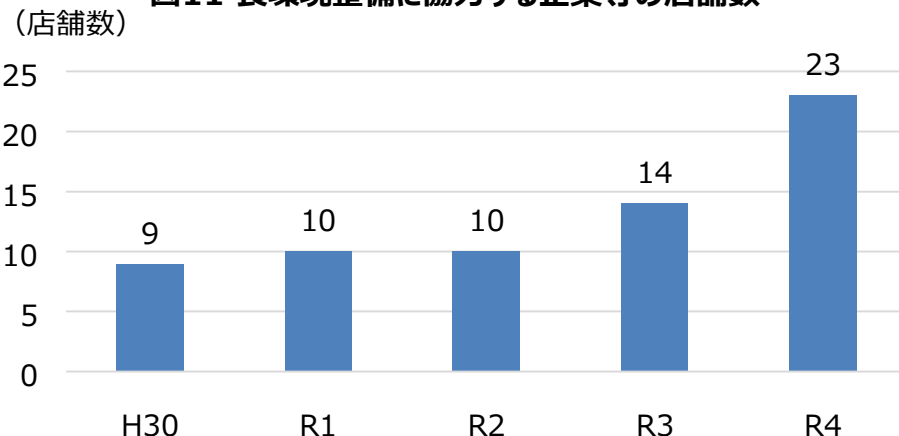
第2次計画の主な課題	第3次計画での取組方向	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> 食育に関心がある人の割合は、全体で76.3%であり、子育て世代に比べて60～70歳代で低い状況であった（図10）。一方、食環境整備に協力する企業等の店舗数は増加しており（図11）、様々な関係者が食育に取り組んでいる。 食育に関心を持つ人を増やすため、様々な分野の関係者が食育に関する取組を行えるよう、働きかけを行う必要がある。 食育を行う子育て世代等に対するICTを活用した手法と合わせて、食に関する情報を掲載したパンフレット等の紙媒体を配布する手法等、対象に合わせた情報発信を行い、市全体として食育の意識が向上する取組を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康的な総菜や食事を市内小売店や飲食店で提供する等の食環境整備、従業員の健康に配慮した企業経営（健康経営）と連携した健康教育など、企業や関係団体と行政が連携した食育の取組を推進する。 SNSや動画などICTの活用とあわせて、パンフレット等を用いた啓発など、あらゆる手法を用いて食育に関する情報発信を行う。 	<p>ア 食育の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 食育の新たな広がりを持つ取組とし、多様な活動とするため、様々な分野の関係者が主体的かつ連携、協働した取組を推進する。 食育を行う子育て世代等に対し食育に関心を持ってもらえるよう、様々な手法で食に関する情報を発信する。 <p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業や関係者と連携した食育の推進 ICT等を活用した食育の推進

図10 食育に関心がある人の割合（年代別）



資料：令和4年度食育推進事業アンケート調査(20～70歳代)
 令和4年度セット健診における食習慣調査（40～75歳）
 令和4年度健康づくりに関するアンケート調査（20～70歳代）
 n=2,920

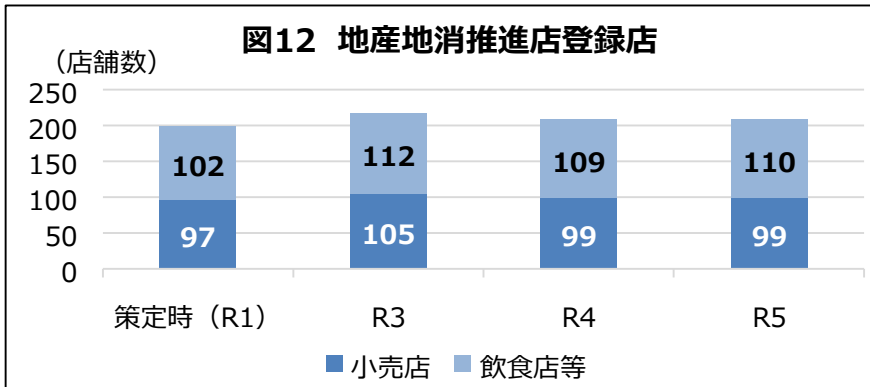
図11 食環境整備に協力する企業等の店舗数



資料：こっそり減塩作戦協力企業及びスマートミール認証店舗数

【基本方針】 地域の農産物及び農業への理解促進

第2次計画の課題	第3次計画での取組方向	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の持続的発展のため、地域の農産物や農業の理解促進となる農業体験活動を引き続き実施する必要がある。 ・地産地消推進店の登録数はR4年度208店舗と令和元年度に比べて9店舗増やすことができた。引き続き、店舗数の増加に努め地域の農産物が届く価値を消費者に伝えていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携した農業体験機会を充実する。 ・地域の農産物の入手機会を確保するため、地産地消推進店認定事業による登録店舗の拡大を図る。 	<p>ア 地産地消の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者が農産物を購入又は食する小売店や飲食店等は食の成立に欠かせない供給ルートとして存在していることから、地産地消推進店登録の推進や地産地消の情報発信による地域農作物への関心及び需要の喚起に引き続き取り組む。 ・消費者も積極的に農業を支えていくという意識を持つことが重要であることから引き続き農業体験機会の充実を図ることで理解を促進する。 <p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場農産物の浸透 ・消費者における農業体験機会の充実



第2次計画の課題	第3次計画での取組方向	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> ・農業の多面的機能の理解促進のため、地域住民による共同作業や景観形成、生態系保全などの農村環境保全の推進に引き続き取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村環境の保全を推進する。 	<p>イ 農地、農村の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切に農業生産基盤を維持するとともに、水源のかん養や自然環境の保全など、農業が持つ多面的機能が発揮されるよう、農業用施設の長寿命化、質的向上を図る共同活動を支援する。あわせて、地域農業への理解を促進する。 <p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能を支える共同活動への支援

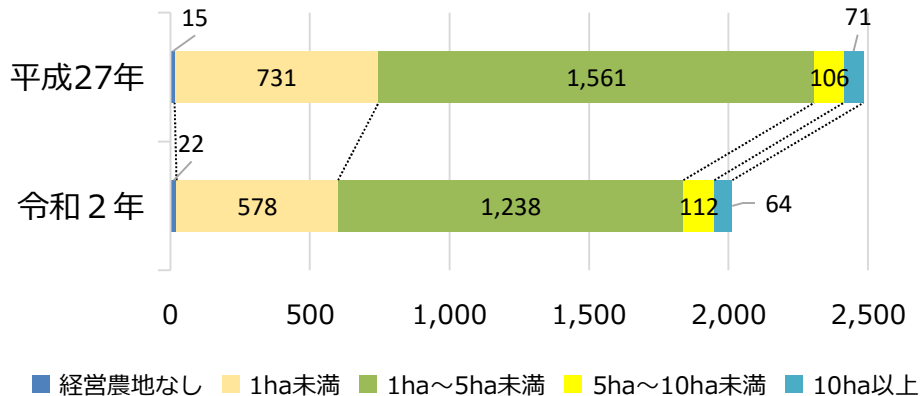
※「ウ 米飯食の推進」は再掲のため記載を省略

持続可能な農業基盤の確立

【基本方針】 農業所得の向上

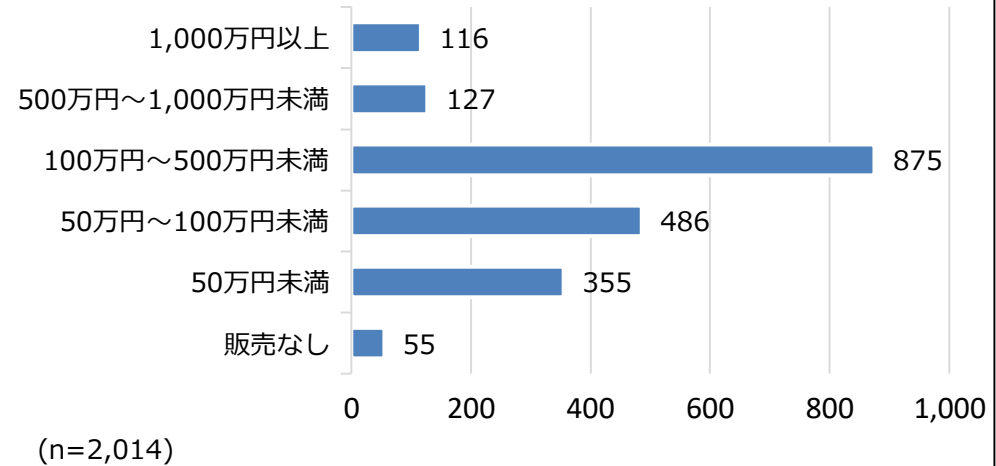
第2次計画の課題	第3次計画での取組方向	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者の確保に努めつつ、生業の基盤となる所得の向上に視点を当て、効率化等の追及による生産コストの削減や農産物の高付加価値化を進める必要がある。 持続可能な農業経営のためには、担い手への農地集積や組織化による経営拡大を引き続き促進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業所得向上に向けた水田農業の高収益化のため、農地の集積化や効率化の支援を行う。 	<p>ア 水田農業の高収益化、効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田農業の収益増加には、生産コストを下げるのが有効であるため、農地の集積化や生産の効率化を支援する。 ※取組に当たっては、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画（旧人・農地プラン）を新たに定め、推進していく。 <p>〔主な取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手への農地の集積、集約の促進 収益性の高い園芸作物への転換、拡大の支援

図13 経営耕地面積規模別農業経営体数



資料：農林水産省 2020年農林業センサス

図14 農産物販売金額規模別農業経営体数（令和2年）



資料：農林水産省 2020年農林業センサス

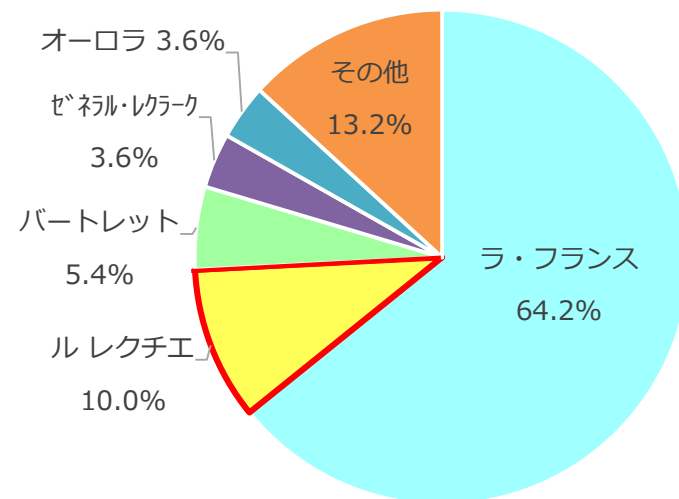
第2次計画の課題	第3次計画での取組方向	主要施策
・規模拡大や効率化が図りにくい地域や農産物については、高付加価値化の取組を進める必要がある。	・農業所得向上に向けた農産物の付加価値を高める支援を行う。	イ 農産物の高付加価値化 ・販売価格が農作物の生産コストに見合っていない状況を改善し、品質に合った価格決定力を持てるよう、生産環境の見える化などにより付加価値を高める取組の支援やプロモーション活動によるブランド力の向上に取り組む。
		〔主な取組〕 ・販売促進活動 ・ブランド力向上の取組の推進

図15 地域別の経営耕地面積規模別農業経営体数と構成比

	計	経営農地なし	1ha未満	1ha～5ha未満	5ha～10ha未満	10ha以上
三条地域	820 (100.0%)	5 (0.6%)	206 (25.1%)	516 (62.9%)	62 (7.6%)	31 (3.8%)
栄地域	433 (100.0%)	7 (1.6%)	46 (10.6%)	328 (75.8%)	29 (6.7%)	23 (5.3%)
<u>下田地域</u>	761 (100.0%)	10 (1.3%)	<u>326</u> <u>(42.8%)</u>	394 (51.8%)	21 (2.8%)	10 (1.3%)
三条市全域	2,014 (100.0%)	22 (1.1%)	578 (28.7%)	1,238 (61.5%)	112 (5.5%)	64 (3.2%)

資料：農林水産省 2020年農林業センサス

図16 全国西洋なしの品種別栽培面積



資料：農林水産省 令和2年特産果樹生産動態等調査

【基本方針】 果樹農業の振興

第2次計画の課題	第3次計画での取組方向	主要施策
・特産地となりうる資質を有する当市の果樹について、関係団体等と連携しながら産地形成に係る取組を継続する中、高付加価値化の推進とともに、担い手育成には一定の期間を要することにも視点を当てていく必要がある。	・将来的な果物生産量の確保のため、果樹農家の担い手を育成する。	ア 競争力のある果樹産地の育成 ・将来的な生産量を確保するため、関係機関や生産者と連携した生産者の育成事業を展開する。
		〔主な取組〕 ・関係機関や生産者と連携した担い手の確保

図17 農産物販売金額1位の部門別経営体数

	計	稲作	雑穀・いも類・豆類	露地野菜	施設野菜	果樹類	その他
平成27年	2,374	2,169	15	45	11	104	30
令和2年	1,959	1,765	10	45	12	99	28
増減数	△415	△404	△5	0	1	△5	△2
増減率(%)	△17.5	△18.6	△33.3	-	9.1	△4.8	△6.7

資料：農林水産省 2020年農林業センサス

【基本方針】 中山間地域農業の振興

※「ア 農地、農村の維持」は再掲のため記載を省略

9 スケジュール

	10月			11月			12月			1月			2月			3月			
骨子作成等																			
食育推進及び農業振興 審議会																			
連合協議会（市議会）																			
パブリックコメント																			
冊子作成																			